

令和7年3月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が働きやすい環境を整備することで、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2 計画内容

【目標1】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

《対策》

令和7年4月～ 育児・介護休業法などの諸制度の調査を行う。

令和7年6月～ 諸制度を職員に周知して、継続して働くにあたっての職員が相談しやすい環境を整備する。

【目標2】

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

《対策》

令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和7年4月～ 職員全体に周知を行い、計画的な休暇取得を進める。

【目標3】

若年者に対するインターンシップ等の職場体験の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、又は職業訓練の推進を図る。

《対策》

令和7年4月～ 受入れ体制を検討し、関係機関と連携して実施する。

社会福祉法人こうけん会
理事長 摩郷 久美子

令和7年3月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
2. 目標
女性職員、男性職員とも平均勤続年数を10年以上とする。
3. 取組内容
利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理者への周知徹底を図る。

社会福祉法人こうけん会
理事長 摩郷 久美子